第部

基本目標1 自然と人が共生したまちづくり





第1章 環境

第1節 自然環境との共生

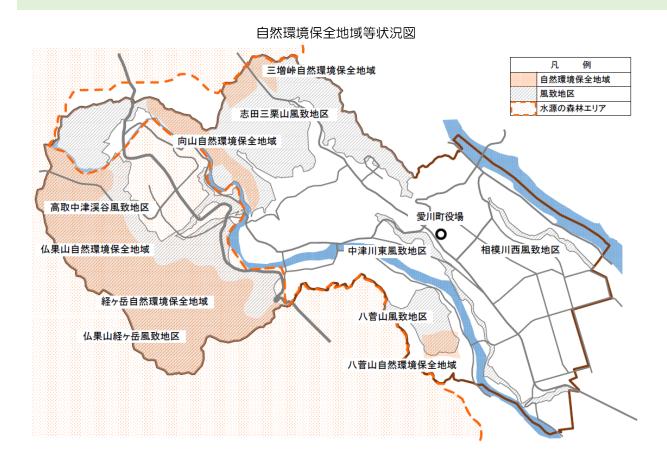
現状と 課題

本町は、相模川や中津川の清流、丹沢山塊のみどり等、豊かな自然環境に恵まれ、 人々に安らぎや潤いを与えています。

本町では、みどりの量を確保しつつ、質の向上を図るために、水源林の保護・保全や、自然系公園の整備など、生物多様性に配慮した取組みを進めています。

国では、2012 (平成 24) 年9月に閣議決定した「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、2050 年までに、生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにして、生態系サービス**18 を将来にわたって享受できる自然共生社会を実現するとしています。

自然と共生した暮らしの実現に向けて、水源かん養機能*19をはじめとする森林の多面的な機能の維持に努め、自然環境の保全を図っていく必要があります。



※18 生態系サービス:食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みのこと。 ※19 水源かん養機能:森林の土壌が雨水を貯留することにより、洪水の緩和や川の流量が安定する機能のこと。

自然環境保全地域・風致地区の状況

区分	名称	面積(ha)
	経ヶ岳	417.2
	仏果山	331.8
自然環境保全地域	向山	68.9
日然現場休主地以	三増峠	57.6
	八菅山	22.6
	小計	898.1
	仏果山経ヶ岳	606.2
	高取中津渓谷	305.5
	志田三栗山	460.5
風致地区	相模川西	18.5
	中津川東	47.3
	八菅山	76.7
	小計	1,514.7
計		2,412.8

(資料)環境課、都市施設課(2021年4月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 愛川町の強みである豊かな自然環境を保つための取組みを推進してほしい。
- 外来生物への対応を強化し、在来生物等の生態系を確保してほしい。

基本方針

• 自然の量的確保と質の維持・向上を目指し、自然環境の保全や創造に配慮した健全な生態系 を育むまちづくりに努めます。

施策の展開

<施策1>森林資源等の保全

- ① 県自然環境保全条例や県立自然公園条例等に基づく自然環境の 保全
- 4 質の高い教育を みんなに





- ② 森林資源の保全整備の促進
- ③ 外来種による生態系への被害防止のための意識啓発

<施策2>水循環※20の向上

- ① 河川美化等の自然保護に関する活動への支援
- ② 水源地域の保全・保護対策の推進







成果指標

●地域水源林整備面積(累計)

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
245ha	353ha 以上	第4期水源環境保全・再生市町村5 か年計画(地域水源林整備)による

^{※20} 水循環:地球上の水は、海水や河川の水として常に同じ場所に留まっているのではなく、太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るというように、絶えず循環しているということ。

第2節 生活環境の向上

現状と 課題

環境問題は、住民生活や企業活動が大きく関わっています。町では、環境基本条例や環境基本計画等に基づき、公害の未然防止や環境美化意識の啓発など、生活環境の向上に向けた施策を推進し、快適に生活できる環境づくりに努めてきました。 しかしながら、近年では、人口減少や少子高齢化、核家族化などを起因として、

全国的にも居住その他の使用がなされていない空き家等は増加傾向にあります。特に、適切な管理が行われていない状態の空き家等は、火災の危険性や倒壊の恐れなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、さまざまな課題があります。

また、良好な生活環境を維持するために、環境に配慮した生活や行動を促すための環境教育の充実も課題となっているほか、公害の未然防止に係る施策の維持や空き家等への適切な対策が求められています。

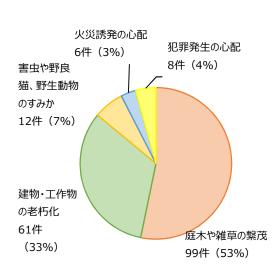


■● 国の目標(2030年度400万戸)に合わせて推計した場合の町の空き家数推移

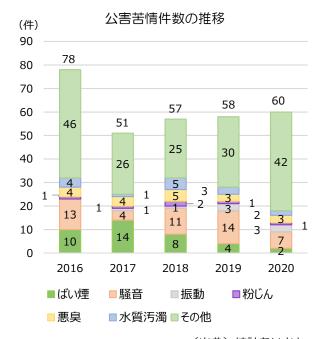
•••• 国の試算値(民間シンクタンク試算)と同じ増加割合で推計した町の空き家数推移

(出典) 愛川町空家等対策計画





(出典) 愛川町空家等対策計画



(出典) 統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- きれいな町並みを保つために、空き家対策を強化してほしい。
- 暮らしやすく快適な生活環境を維持してほしい。

基本方針

環境を保全するための意識の高揚を図るとともに、公害の未然防止や空き家等の適切な維持 管理及び利活用を促進し、良好な生活環境づくりに努めます。

施策の展開

<施策1>環境保全対策の推進

- ① 環境基本計画の推進
- ② 空家等対策計画の推進











<施策2>公害の未然防止

- ① 神奈川県生活環境の保全等に関する条例等に基づく公害の未然 防止の周知及び関係機関との連携強化
- ② 水質汚濁防止のための合併処理浄化槽の普及・促進







<施策3>環境美化等意識の普及・啓発

- ① 環境問題に対する意識の高揚
- ② 地域やボランティア等の美化活動の促進
- ③ 動物の愛護と適正な飼養の普及・啓発















成果指標

●公害苦情件数

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
60件	40 件以下	基準値の 2/3 以下となるよう努める

第3節 廃棄物対策と地球温暖化対策の推進

現状と 課題

化石燃料を大量に使用し、大量生産、大量消費した 20 世紀においては、人口の増加とともにわたしたちの暮らしは豊かになりました。しかしながら、天然資源の枯渇や大量の廃棄物の発生のほか、エネルギーの大量消費による温室効果ガスが温暖化を発生させる要因の一つとされるなど、地球環境に大きな問題が発生しました。

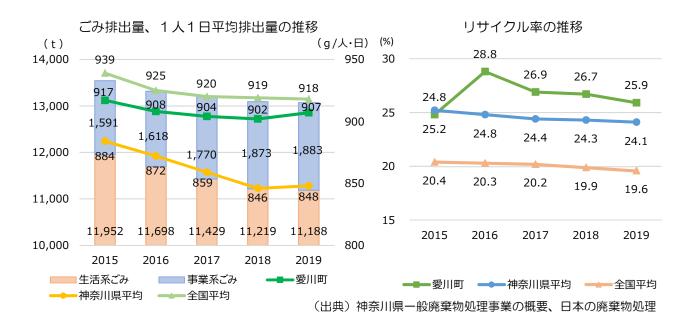
これらの諸問題に対応するためには、循環型社会への転換や地球温暖化対策の推進が求められ、国では「循環型社会形成推進基本法」を2000(平成12)年に制定し、3R²¹を推進してきました。

その後、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が2021(令和3)年に制定されるなど、さらなる循環型社会の形成を推進してきました。

町では、ごみの排出量は近年減少傾向でリサイクル率も全国平均を上回っていますが、1 人 1 日あたりのごみの排出量は県内平均よりも多く排出されているため、「愛川町一般廃棄物処理基本計画」の推進に努めるなど、さらなる循環型社会の形成が求められます。

地球温暖化対策では、国は 2050 (令和 32) 年までに二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引き、環境に与える影響をゼロにする 2050 年カーボンニュートラル*22 を実現するため、脱炭素への取り組みを 2030 (令和 12) 年までに集中して行うこととしています。

町では、対策の一つとしてスマートエネルギー設備の導入支援を行っていますが、2050 年カーボンニュートラルを実現させるために、さらなる普及啓発等に努めていくことが求められます。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 限りある資源を有効活用するために、廃棄物の再資源化や発生抑制に努めてほしい。
- 子どもたちの将来のためにも、住民、事業者、行政が連携しながら自分事として温暖化防止の取組みを進めてほしい。

^{※21 3}R: リデュース (Reduce=物を大切に使い、ごみの発生を抑制すること。)、リユース (Reuse=使える物は、繰り返し使うこと。)、リサイクル (Recycle=ごみを資源として再び利用すること。)の3つのR (アール)の総称。

^{※22} カーボンニュートラル:二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し 引いて、合計を実質的にゼロにすること。

• 循環型社会の構築を目指し、廃棄物の発生抑制や再資源化等による適正な処理・処分に努めるとともに、適切なエネルギーの利活用や温室効果ガスの抑制を促進するカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを進めます。

施策の展開

<施策1>廃棄物の発生抑制・再資源化

- ① 廃棄物処理施策の推進
- ② ごみ処理有料化の検討







<施策2>安全・安定した処理体制の整備

- ① ごみ処理広域化の推進
- ② 災害時の廃棄物処理体制の整備
- ③ 不法投棄及び資源物持ち去り防止対策の強化







<施策3>地球温暖化防止への取組み

- ① 脱炭素・地球温暖化防止に関する意識の向上・啓発
- ② 事業所における環境マネジメントシステムの認証取得支援













<施策4>エネルギー対策の推進

- 1 エネルギーに関する意識の向上・啓発
- ② スマートエネルギー設備等の導入支援
- ③ LCA(ライフサイクルアセスメント)*23 を意識した新エネルギーの利活用に向けた検討













成果指標

●リサイクル率

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
27.2%	29.3%	第3次町一般廃棄物処理基本計 画目標値



第2章 土地利用

第1節 地域特性に応じた都市計画の推進

現状と課題

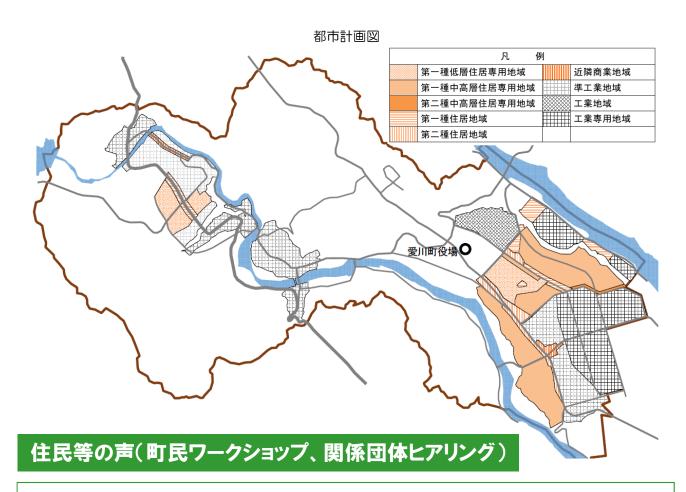
本町では、2016(平成28)年に改訂した「愛川町都市マスタープラン」に基づき、自然環境の保全と居住環境の向上を図るまちづくりを進めてきました。

近年、国内消費の低迷等を背景として、生産系施設の海外移転や工場の集約化等が進んでおり、本町でも生産系施設の撤退が続いている一方、圏央道等が近傍にあ

る立地条件から、物流の効率化を見越した流通系施設の立地が進んでいます。

本町の工業系用途地域内は未利用地が少なく、新たな産業の受け皿を確保していく必要がありますが、土地条件を踏まえた施設需要に応じた整備を図っていくことが課題となっています。

少子高齢化に伴う人口減少社会への対応として、若い世代が子育てしやすい環境の整備や多世代居住の促進などに努めてきましたが、引き続き、定住しやすい環境づくりが求められています。



- 自然と共生しつつ、誰もが住みやすく働きやすい環境の整備に努めてほしい。
- 人口減少に備えた財源を確保するため、新たな産業用地を創出してほしい。

• 地域特性を踏まえた都市計画を推進し、都市の安定・成熟化に向けたまちづくりに努めます。

施策の展開

<施策1>都市計画の推進

- ① 都市マスタープランに基づく都市計画の推進
- ② 必要に応じた線引きや用途地域の見直し
- ③ 役場庁舎周辺地区の都市機能の充実
- ④ 新たな産業地区の創出に向けた検討
- ⑤ 土地保全の推進







<施策2>若い世代・子育て世代の定住促進

- ① 戦略的なシティプロモーションの推進
- ② 多世代居住の促進



都市計画区域の状況

区分		区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		計画区域	3,428	
	市	5街化区域	約 855	100.0
		第一種低層住居専用地域	71	8.3
		第一種中高層住居専用地域	180	21.0
		第二種中高層住居専用地域	3.4	0.4
		第一種住居地域	40	4.7
		第二種住居地域	28	3.3
		近隣商業地域	11	1.3
		準工業地域	295	34.5
		工業地域	43	5.0
		工業専用地域	184	21.5
	巾	5街化調整区域	約 2,573	_

(出典) 統計あいかわ

成果指標

●市街化区域の都市的土地利用※24率

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
84.5%	86.8%	都市計画基礎調査結果から算出

※24 都市的土地利用:主として都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、公共施設、道路等による土地利用のこと

第2節 "みどり"あふれる景観の形成

現状と 課題

本町は、良好な自然環境の保全を図るために、町域面積の約半分が風致地区*25に指定されており、山並みや河岸段丘、水田等の"みどり"と、中津川や相模川の"みず"が調和した景観が形成されています。

都市公園は、広域公園の「県立あいかわ公園」をはじめ、22か所が整備されていますが、児童遊園地など、身近な公園の適正配置や維持管理を進め、日常生活の中で触れ合える"みどり"を確保していく必要があります。

やすらぎや潤いを与える景観資源の発掘と景勝地の保全を図るとともに、景観づくりへの関心を高めるための普及啓発等に取り組んでいくことが求められています。



都市公園位置図

No.	種別	名称	面積(ha)	No.	種別	名称	面積(ha)
1		春日台第1公園	0.20	12		坂本運動場	0.38
2		春日台第2公園	0.22	13		志田運動場	0.56
3	生豆八田	春日台第3公園	0.16	14		八菅山いこいの森	22.60
4	街区公園	春日台第4公園	0.18	15		相模川緑地公園	5.29
5		春日台第5公園	0.27	16	7 n/h n	下新久公園	0.39
6		春日台第6公園	0.27	17	その他の	若宮公園	0.37
7	いらの米 八八国	中津工業団地第1号公園	3.89	18	公園	北原公園	0.11
8	近隣公園	中津工業団地第2号公園	1.04	19		馬込公園	0.24
9	地区八国	田代運動公園	6.29	20		一本松公園	0.06
10	地区公園	三増公園	4.88	21		上新久公園	0.05
11	広域公園	県立あいかわ公園	51.83	22		上熊坂公園	0.08
						合計	99.36

(出典) 愛川町緑の基本計画

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

町の強みである自然環境を身近に感じることができるような、公園や広場の整備に努めてほしい。

基本方針

"みず"と"みどり"が調和した景観づくりや、公園・緑地の維持・保全に努めます。

施策の展開

<施策1>適切な自然的土地利用の推進

- ① 自然環境保全地域や風致地区等の適切な運用
- ② 里山や崖線(崖のつながり)の"みどり"の保全





<施策2>公園・緑地の整備

- ① 公園等の整備と維持管理
- ② 公園緑地等の防災機能の充実
- ③ 地域の"みどり"と調和した住環境づくりの促進



<施策3>"みず"と"みどり"の景観の利活用

- ① 新たな景観資源の発掘
- ② 景勝地の積極的な情報発信





成果指標

●1 人当たり都市公園面積

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
24.8m ² /人	27.5m ² /人	緑の基本計画による



けた取組みを促進する必要があります。

第3章 都市機能

第1節 道路交通環境の整備

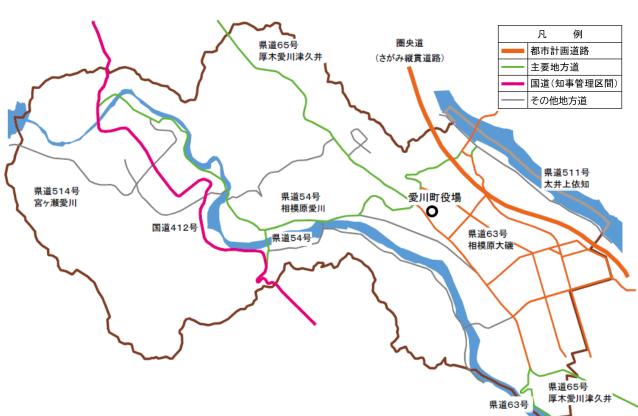
現状と 課題

本町の主要幹線道路は、国道 412 号と県道5路線により構成されているほか、 町内の東端には自動車専用道路として圏央道が整備されるなど、広域的な道路網が 形成されており、広域交通の利便性が飛躍的に高まっていますが、交通混雑緩和の ための右折帯の設置や未改良・未整備区間の整備等、総合的な道路体系の構築に向

町道は、宅地化の進展などによる新たな交通需要や狭あい道路への対応をはじめ、バリアフリー対策にも配慮した道路整備が求められているほか、既存の道路や橋りょうの機能維持のために、補修工事や 長寿命化対策を計画的に進めていく必要があります。

本町は鉄道が無く、日常生活の交通手段は路線バスや自家用車が中心となっているため、バス交通の 利便性向上と併せて自家用車だけに頼らずに生活できる交通環境の整備が求められています。

小田急多摩線の延伸は、県の総合的な交通ネットワークの形成を目指し、望ましい都市交通を実現するための基本的な方向を示す「かながわ交通計画」に、上溝から愛川・厚木方面が位置付けられたため、引き続き関係機関や住民団体との連携を図り、取り組むことが重要となっています。



国・県道等の主要道路網図

町道の現況

	57C 1 250 2					
種別	路線数	実延長(m)	舗装延長(m)	改良延長(m)
怪刀」	上百形·女X	天処技(III)		構成比(%)		構成比(%)
合計	2,974	354,989.18	269,860.60	76.0	209,552.74	59.0
1 級	1	27,925.10	27,009.70	96.7	26,225.70	93.9
2級	3.	27,030.70	26,810.60	99.2	24,451.70	90.5
その他	2,926	300,033.38	216,040.30	72.0	158,875.34	53.0

(資料)道路課(2022年4月1日現在)

都市計画道路(国・県道を含む)の現況

名称	±D占	終点	幅員(m)	計画延長	改良延長	
☆ 柳	起点		恒貝(III)	(m)	(m)	構成比(%)
二の域桜台線	大字下川入字二の域	大字中津字桜台	20	980	980	100.0
上の原松台線	大字上依知字上の原	大字中津字稲荷木	20~16	1,760	1,760	100.0
桜台小沢線	大字中津字桜台	大字角田字小沢室久保	20~14	3,390	2,342	69.1
一つ井箕輪線	大字中津字諏訪前	大字角田字待合原	16	2,440	2,140	87.7
中野厚木線	大字中津字神明前	大字角田字待合原	16	3,780	0	0.0
桜台楠線	大字中津字桜台	大字中津字楠	16	2,560	1,900	74.2
相模原大磯線	大字角田字下小沢	大字中津字角田境	16	930	930	100.0
さがみ縦貫道路	大字中津字下六倉	大字角田字梅沢浦	24	3,360	3,360	100.0

(資料)都市施設課(2022年4月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 一部区間において、朝の時間帯の交通渋滞が激しいので解消してほしい。
- 高齢者等に配慮したバリアフリー対応の歩道等を整備してほしい。

基本方針

持続可能な生活基盤を確保するために、安全安心な道路環境の整備を進めるとともに、自家 用車だけに頼らずに生活できる交通体系の利便性向上に努めます。

施策の展開

<施策1>道路環境の整備

- ① 道路環境の充実及び適切な維持管理
- ② 国・県道の整備促進





<施策2>地域交通網の利便性向上

- ① 公共交通の維持と利便性向上のための取組みの推進
- ② 交通弱者の移動手段の確保
- ③ 小田急多摩線延伸の取組みの促進





成果指標

●町道の道路改良率

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
59.0%	60.0%	現状値を踏まえて算出

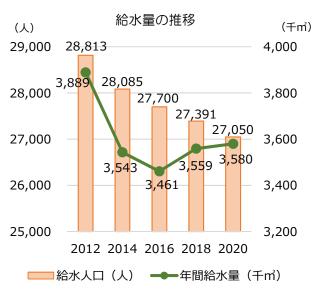
第2節 都市施設の整備

現状と 課題

本町の上水道は、町営水道区域と県営水道区域から構成されています。人口減少 や節水意識の向上により、年間給水量が減少傾向にある中で、需要に応じたダウン サイジングの検討のほか、近年多発する災害への備えとして、施設・設備・管路の 経年劣化対策や耐震化などの計画的な実施が課題となっています。

公共下水道の汚水事業では、認可を受けた市街化区域の全域で整備が完了しており、雨水事業については、近年の局地的大雨等による浸水を防除するための雨水整備を進めています。一方で、下水道施設の老朽化が進んでおり、継続的に更新需要が増加していくことが見込まれることから、ストックマネジメント*26 計画に基づいた効率的かつ経済的な施設の維持管理及び更新等による老朽化対策を推進することで、将来にわたり安定的な下水道サービスを提供していく必要があります。

斎場・火葬場の愛川聖苑は、多死社会**27の到来による広域的な利用者の増加が見込まれているため、 今後の施設運営のあり方について検討するとともに、引き続き、利用者や周辺環境に配慮した維持管理 を図っていくことが求められています。

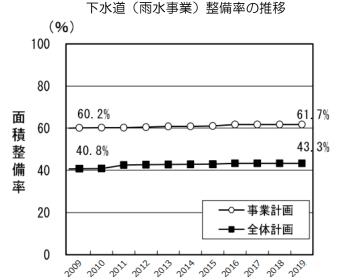


(出典) 統計あいかわ



水道区域図

(出典) 愛川町水道事業所経営比較分析表



(出典) 愛川町下水道中期ビジョン



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 町営水道はおいしいので、質を落とさないよう施設の維持管理に努めてほしい。
- 大雨等で道路が冠水しないよう、雨水処理機能の向上を図ってほしい。

基本方針

• 都市施設の整備や維持管理を計画的に進め、安全・安心な水の供給や汚水・雨水処理機能の向上に努めます。

施策の展開

<施策1>安全・安心な水道の安定供給

- ① 安全・安心な水質の確保と周知啓発
- ② 老朽化施設の改修・更新及び耐震化対策の推進
- ③ 安定経営を持続するための業務の効率化や適正な施設 規模の検討









<施策2>下水処理と雨水対策の推進

- ① 新たな土地利用に伴う下水道整備の推進
- ② 老朽化施設の改修・更新及び耐震化対策の推進
- ③ 雨水排水路の維持管理と雨水排除施設の計画的な整備









<施策3>斎場・火葬場の適正な運営

- ① 生活様式の変化や環境に配慮した施設の管理運営
- ② 社会情勢や利用状況に基づく施設の改修・更新





成果指標

●上水道管路更新率

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
0.71 %/年	1%以上/年	愛川町水道事業経営戦略

●公共下水道(雨水)整備率

基準値(令和元年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
61.7%	62.5 %	整備面積(6.5ha)の増加

※26 ストックマネジメント: 既存の建築物や水道管等(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る手法のこと。

^{※27} 多死社会: 高齢化の進行により、2020年に138万人であった死亡者は、2040年には168万人に増加することが推測されている。

第 2 部

基本目標2:安全で安心して暮らせるまちづくり





第1章 防災

第1節 災害対策

現状と課題

近年、気候変動の影響による気象災害が頻発・激甚化しているほか、大規模地震の発生等、甚大な被害をもたらす災害が全国各地で発生しています。このような災害は、いつ発生するか予測することが難しく、日頃から発生に備えた安全対策を講じておくことが求められます。特に本町においては、中津川や相模川等の河川区域

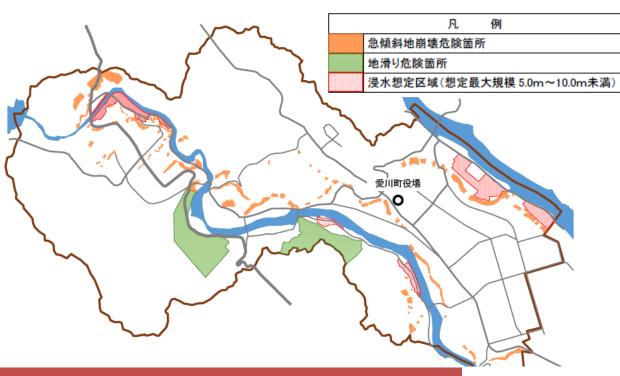
や急傾斜地が多く、災害発生時の被害の拡大が懸念されます。

本町では、災害危険度について最新の情報を周知できるよう、洪水・土砂災害ハザードマップ等を 適時適切に更新し、災害への備えを住民に呼びかけるとともに、定期的に防災パトロールを行い、災 害発生危険個所の把握と保全整備を進めています。

近い将来、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が懸念され、本町への影響も危惧されることから、大規模災害の発生に備えた総合的な防災対策の推進が急務となっています。

「愛川町国土強靭化地域計画」に基づき、大規模災害発生時に機能不全に陥らず、被害を最小限に抑え、迅速に復旧できる「強さとしなやかさ」を備えた地域づくりを推進することが求められています。

災害関連図



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 重要防災施設(公共建築物)等の耐震化を進めてもらいたい。
- 指定避難所の備品を充実してほしい。

• 山林や河川区域が多い本町の地域特性を踏まえ、国土強靭化地域計画に基づいた災害に強い 安全なまちづくりを進めるとともに、少子高齢化や世帯構成の変化など時代に対応した高い 防災意識の醸成と地域防災力の向上に努めます。

施策の展開

<施策1>災害に強いまちづくり

- ① 国土強靭化地域計画に基づく大規模災害に備えたまちづくりの推進
- ② 災害を防止するための防災パトロールの実施
- ③ 急傾斜地や盛土に対する安全対策の促進
- 4 町内建築物の耐震化促進
- ⑤ 相模川水系における防災対策の促進







<施策2>災害への体制づくり

- ① 地域防災計画に基づく防災対策の推進
- ② 国民保護計画に基づく有事に備えた危機管理
- ③ 資機材や非常用食糧等の計画的な備蓄
- 4 要配慮者(災害時要支援者)の避難体制の整備
- ⑤ 多様な主体**28との連携の強化













<施策3>地域における安全・安心強化のための意識向上

- ① 地域防災組織等への支援と連携
- ② 防災訓練等を通じた災害対応意識の高揚と災害対応能力の向上
- ③ 洪水・土砂災害ハザードマップ等による災害危険度・避難場所等の周 知
- ④ メール配信サービスや SNS 等による防災情報の積極的な周知
- ⑤ 住民の防災意識の高揚、地域の防災リーダーの育成指導
- ⑥ 外国籍住民の防災意識の高揚と防災行動力の向上









成果指標

●住宅耐震化率

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
82%	95%以上	町耐震改修促進計画目標値以上

●自主防災訓練等への参加者数(3か年累計)

基準値(平成 29~令和元年度)	目標値(令和8~10年度)	算出根拠等		
4,218人	7,600人	目標人口 38,000 人の 2 割の 参加を目指す		

※28 多様な主体: 災害への体制づくりに必要な国、県、医療機関、民間事業者、ボランティア団体等。

第2節 消防・救急体制の充実

現状と 課題

本町では、火災の未然防止対策として火災予防意識の啓発や火災予防査察による 指導、消防車両の更新等、常備消防体制の充実を図ってきました。また、救急需要 の拡大に対応するために、高規格救急車の更新整備のほか、救急救命士の育成や質 の向上、応急手当の普及等に努めてきました。

近年、発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震や集中豪雨による大規模水害等が発生した際の対応など、消防の役割はますます重要となっています。

今後は、超高齢化の進行を背景として増大する救急需要や、複雑多様化する消防救助事案に適切に対応できる組織体制の充実をはじめ、ドクターへリを活用した高度救急救命処置の推進、救命講習による応急手当の普及・啓発等、総合的な対策を推進し、消防・救急体制を充実していくことが求められています。





(資料)消防本部

- 災害や事故の大規模かつ複雑・多様化の傾向に対応し、消防力の整備強化、事前の予防対策 を推進します。
- 消防救急の組織体制の充実、救急救命士養成や早期救命処置の推進、救命講習による応急手当の普及啓発等により、安定的かつ持続的な消防・救急体制の提供を目指します。

施策の展開

<施策1>火災の未然防止

- ① 防火意識の高い地域づくりへ向けた取組みの推進
- ② 地域や学校等との連携による防火対策の促進
- ③ 防火対象物や危険物施設等に対する予防査察の実施
- 4 地域防災組織等の育成支援





<施策2>消防体制の充実

- ① 複雑多様化する消防救助事象に対応できる組織体制の充実
- ② 消防ポンプ自動車等の更新整備
- ③ 消防水利の整備



<施策3>救急体制の充実

- ① 救急救命士の養成による救急体制の充実
- ② 救命処置の高度化と応急処置の質の向上
- ③ 高規格救急車等の更新整備
- 4 ドクターヘリを活用した高度救急救命処置の推進







<施策4>応急手当の普及・啓発

- ① 救命講習による応急手当の普及・啓発
- ② 救急知識と救急車の適正利用の普及推進







<施策5>消防団の体制確保

- (1) 消防団員の確保と資機材の充実
- ② 福利厚生の充実等活動しやすい環境整備



成果指標

●救命講習の修了者数

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等	
20,722 人	28,000 人	年 1,000 人程度の増	

●火災件数

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
16件/年	7件/年	昭和51年消防署設置以降の 最小火災件数



第2章 安全対策

第1節 交通安全と防犯対策

現状と 課題

本町ではこれまで、交通安全意識の普及啓発と交通マナーの向上を図るとともに 道路反射鏡やガードレール、道路区画線等交通安全施設の整備を進めてきた結果、 交通事故発生件数は減少傾向にあります。引き続き交通事故を起こさせない安全な 環境づくりに努める必要があります。

町内の犯罪発生件数は、防犯カメラの計画的な整備や防犯灯のLED化などの取組みの成果もあり減少傾向にあります。一方で、振り込め詐欺などに代表されるように近年、犯罪の手口は悪質・巧妙化していることから、地域防犯力のさらなる強化が求められています。

多様化する消費生活に係る被害に対しては、引き続き適切な情報提供を行うとともに、消費生活相談 窓口などの充実を図っていくことが求められています。

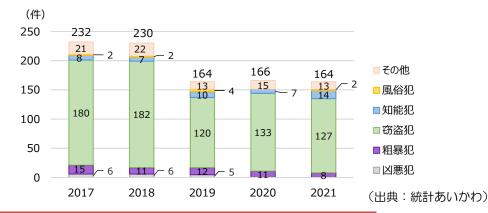
人身交通事故発生件数の推移

(件、人) 200 169 130 150 123 114 .44 90 100 114 108 98 82 50 2017 2018 2019 2020 2021 ■■■ 人身交通事故発生件数 ----死傷者数 (出典) 統計あいかわ

特異事故の内訳の推移



犯罪発生件数の推移



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 道路車線や横断歩道等不明瞭箇所の計画的な補修を働きかけてほしい。
- 主要な路線等に防犯カメラを設置してほしい。

- 子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全施設等の適切な整備を推進し、交通事故の起こりにくい安全な環境づくりに努めます。
- 防犯カメラの計画的な整備や地域ぐるみの防犯活動を促進し、地域の防犯力強化に努めます。 また、多様化する消費生活等に関する問題に対応するために、適切な情報提供や相談業務の充 実を図ります。

施策の展開

<施策1>交通安全対策の推進

- ① 交通安全意識の普及・啓発と交通マナーの向上
- ② 交通安全推進団体の充実・強化
- ③ 道路反射鏡、ガードレール、道路区画線等の交通安全施設の整備
- ④ 信号機、道路標識、道路標示等の交通安全施設の整備促進
- ⑤ 歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による高齢者・障がい者の安 全確保
- ⑥ 通学路の安全対策の強化









<施策2>地域防犯体制の充実

- ① 地域防犯活動の促進や住民の防犯意識の高揚
- ② 安全・安心パトロールの推進、地域住民等が行う防犯パトロール活動 や子ども見守り活動等への支援
- ③ メール配信サービスや SNS 等による防犯情報の積極的な周知
- 4 LED防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設の整備









<施策3>安全で快適な消費生活の推進

- 関係機関との連携による消費生活相談業務の充実
- ② 消費生活講座や広報活動などによる消費生活情報の提供
- 高質の適正表示や商品の安全性確保についての指導の充実





成果指標

●あいかわ安全安心情報メール登録者数

基準値(令和3年)	目標値(令和 10 年)	算出根拠等
4,854 人	5,800人	令和5年度から毎年3%の増 加を目指す

第2節 地域医療の充実

現状と 課題

本町では、二次医療機関である愛川北部病院が地域の保健・医療・介護・福祉の中核としての役割を担っており、一次医療機関である診療所がバランス良く配置され、一定の医療サービスが確保されています。

近年、超高齢化の進行による在宅医療や救急医療の需要の増大のほか、疾病構造の変化に伴う医療需要や不足診療科目への対応などの課題が生じています。

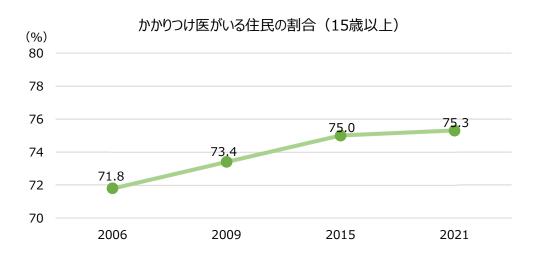
また、初期医療から高度で特殊・専門的な医療までの医療体制の整備促進といった地域医療体制の整備など、住民が安心できる医療サービスが提供されるよう、地域に密着した身近な医療から、高度な救急医療に至る総合的な医療体制の充実に向けた取組みを進めていく必要があります。

-般医療施設一覧 項日 放射線診断 ベ 呼 循 内 外 吸 環 科 科 器 器 小児皮膚科 尿 内病 循環器内 糖尿病内 形成外科科 レルギー 神経内科 放射線科 肛門外科 消化器科 心療内科 整形外科 鼻咽頭 神経 吸器 化器 化器外 ッド 容皮 精神科 - ション科 (膚科 門別科 人科 科 在 膚科 名称 愛川北部病院 150 O O 0 0 0000000 角田 0 0 石井医院 00 岡本医院 角田 関根医院 角田 河野内科医院 中村整形外科 角田 角田 和田整形外科医院 熊坂外科内科医院 ユノクリニック 0 あいはら耳鼻咽頭科 中津 さくらクリニック 00 中津 八木クリニック 半原 中津 あいかわ皮ふ科 0 000 愛川クリニック 愛川つつじ糖尿病内科 00 中津 あいかわ心療クリニック あつぎ脳神経外科

住民が安心できる質の高い医療サービスが提供されるよう、地域に密着した身近な医療から、高度な救急医療にわたる総合的な医療体制の充実を図ります。

歯科診療所一覧

名称	所在	名称	所在	名称	所在	名称	所在
松本歯科クリニック	半原	林歯科医院	角田	なかつ歯科診療所	中津	桜台歯科医院	中津
松本歯科半原医院	半原	和田歯科ミノワ診療所	角田	青木歯科医院	中津	いいだ歯科医院	三増
八木歯科クリニック	半原	茂樹歯科医院	中津	横田歯科医院	中津	(資料)健康推	進課



(出典) 愛川町健康プラン

施策の展開

<施策1>地域医療体制の整備

- ① 地域に密着した医療サービスの充実
- ② 初期医療(一次医療)と入院に係る医療(二次医療)の整備 促進及び高度で特殊・専門的な医療(三次医療)との連携強化



<施策2>休日・夜間医療体制の充実

① 休日・夜間診療から 24 時間体制の高度医療までの救急医療 体制の確保



成果指標

●かかりつけ医の普及率

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等	
75.3%	76.9%	地域医療の指標による推計	

第3節 感染症対策

現状と 課題

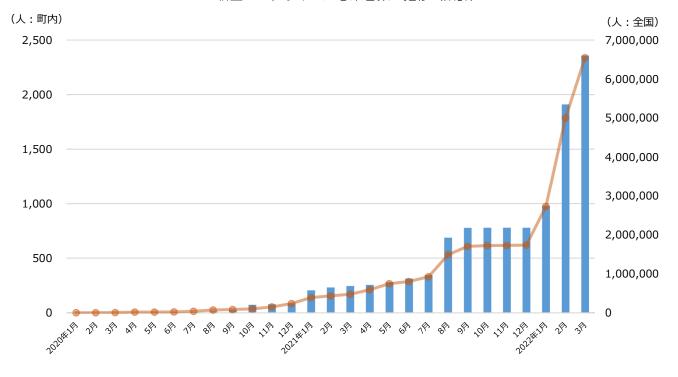
世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)は2020(令和2)年1月に国内で初めて感染者が確認されてから、急速に拡大し、国では数次にわたる緊急事態宣言と、断続的な「まん延防止等重点措置」を発出するなど、社会経済基盤と人々の生活を一変させる事態となり、2022(令和4)年

時点においても依然終息の兆しが見えない状況です。

今後も、こうした事態が危惧される新興感染症に備え、「新しい生活様式」を踏まえた基本的な感染拡大防止対策の重要性の周知や、国・県・医療機関と連携したワクチン接種を含めた効果的な医療対応を総合的に実施できる体制を維持していく必要があります。

また、家畜や野生動物に感染する伝染病については、豚熱や鳥インフルエンザなどが全国各地で発生しています。町内の畜産農家等で発生した場合は、経済面や公衆衛生上大きな影響が懸念されているところです。今後は、近隣における発生状況等に関する情報収集に努め、県との連携を密にした防疫体制を充実していくことが求められています。

新型コロナウイルス感染者数の推移(累計)

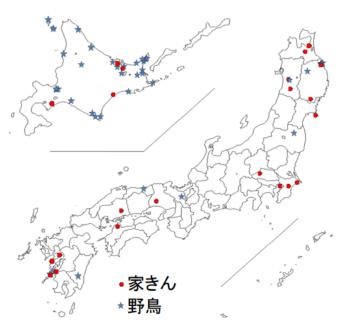


■■町内累計感染者数 ━━全国累計感染者数

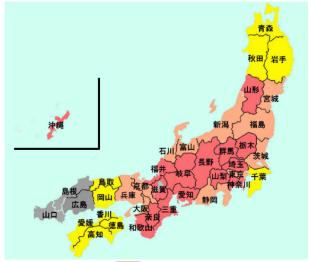
(出典) 国内の発生状況(厚生労働省)、新型コロナウイルス感染症による患者確認について(神奈川県)

新たな感染症の発生に備え、積極的な情報収集と国・県・医療機関などと連携した体制整備 に努め、動物性疾病を含めた防疫対策を推進します。

鳥インフルエンザ発生状況(2021)



豚熱発生状況(2021)



飼養豚陽性発生県:赤色

【15県】 (飼養頭数1,952,300頭 (全国の21.0%)) 野生イノシシ陽性発生県: 赤色 (沖縄を除く) 橙色 【25都府県】 (飼養頭数3,143,050頭 (全国の33.8%)) 飼養豚へのワクチン接種推奨地域:赤色 橙色 黄色 【36都府県】 (飼養頭数5,488,150頭 (全国の59.1%))

(出典) 令和3年度 国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況(農林水産省)、 アフリカ豚熱対策の現状と今後の対応(令和3年11月)(農林水産省)

施策の展開

<施策1>感染症予防策の推進

- 新型インフルエンザ対策等行動計画に基づく感染予防対策の推進
- ② 各種感染症や新たな感染症の発生に備えた情報収集
- ③ 業務継続計画(新型インフルエンザ等編)等に基づく体制整備



<施策2>家畜伝染病の防疫体制の整備

- ① 県家畜保健衛生所等関係機関との情報共有の推進
- ② 町内畜産農家が行う防疫対策への支援
- ③ 迅速に対応できる防疫体制整備



第3部

基本目標3:健康でゆとりとふれあいのまちづくり





第1章 福祉

第1節 高齢者福祉の充実

現状と 課題

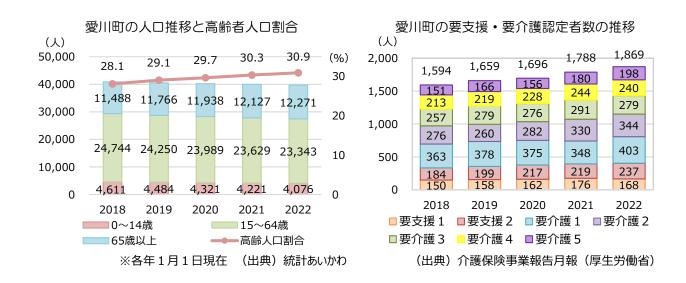
本町の総人口に占める 65 歳以上の人口の比率は、2021 (令和3)年には 30.9%と住民の3割が高齢者となっている状況です。

これからの超高齢社会においては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、8050 問題*29 や育児と介護のダブルケア等、複合的な課題へ対応

するため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として関わりながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがいづくりを支え、地域を共に創る社会の実現に向けた取組みを推進していくことが求められています。

地域共生社会を実現するために、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)が制定されました。国は、包括的な支援体制の構築等を促進することで、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会の実現に寄与することとしています。

今後も、自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、高齢者の社会参加や生きがいづくりのための支援のほか、地域での見守り支援や高齢者の買い物支援等に取り組むことが求められています。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

· 会話や運動、外出など、高齢者がいきいきと暮らせるきっかけづくりを進めてほしい。

高齢者の健康づくりや介護予防等を促進するとともに、地域のつながりを高めることで、健康的な生活を支援します。

施策の展開

<施策1>高齢者のサポート体制の整備

- ① 地域包括ケアシステムの推進
- ② ニーズに対応した介護予防・日常生活支援総合事業等の充実
- ③ 高齢者等買い物弱者への支援に向けた取組みの充実









<施策2>地域活動の充実

- ① 高齢者の見守り支援体制の充実
- ② 高齢者サロン等住民主体の活動への支援
- ③ 愛川・ささえあいポイント事業*30の推進
- ④ 各老人福祉センター・老人いこいの家の利用促進











<施策3>交流と社会参加の促進

- ① 高齢者の生きがいづくりや就労・外出機会の創出支援
- ② 各種趣味の講座等生涯学習の場の提供
- ③ 子どもや青少年との世代間交流の促進
- ④ アクティブシニアの活躍促進









成果指標

●各種趣味の講座等生涯学習の場への参加者数

基準値(令和元年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
2,189人	2,700人	目標年度の推計高齢者人口 13,272 人の2割の参加を目指す

第2節 障がい(児)者福祉の充実

現状と 課題

本町における障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、加えて、障がい者の高齢化・ 重度化や、「親亡き後」の問題が顕在化するなど、障がい(児)者を取り巻く環境 は大きく変化しており、多様なニーズに対するきめ細かな支援が求められていま す。

そうした状況の中、国は、障がい者の自立や社会参加の支援等を計画的に推進するため、2018(平成 30)年3月に「障害者基本計画(第4次)」を策定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するとしています。

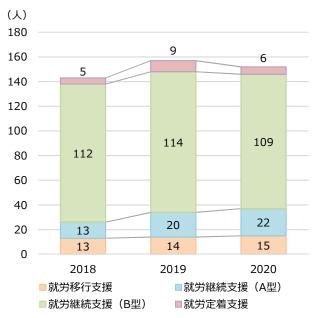
障がい(児)者が差別や偏見を受けることなく、安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進めるため、外出や移動支援等の生活の質を高める取組みのほか、学習や就労等の社会参加の機会を確保することで、自立した生活を送れるよう支援を継続する必要があります。

手帳所持者数の推移



(出典) 第3次愛川町障がい者計画

日中活動系サービス利用者数の推移



(出典)第6期愛川町障がい福祉計画第2期愛川町 障がい児福祉計画(サービス等プラン)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

障がい者が安心して生活できるよう、経済的支援や福祉サービスの充実に努めてほしい。

基本方針

地域社会の中で安心して自立的な生活を営むことができる環境づくりを進めるとともに、就 労機会の創出と拡充に努めます。

施策の展開

<施策1>相談支援体制・情報提供の充実

- ① 障がい者福祉関連計画の推進
- ② 福祉サービスに関する相談支援体制の充実
- ③ 障がい(児)者の状況に応じた関係機関との連携の推進
- ④ 障がい福祉サービスに関する情報提供と利用調整の推進
- ⑤ 地域活動支援センターの充実











<施策2>福祉サービスの充実

- ① 在宅支援福祉サービスの充実
- ② 外出・移動支援の充実
- ③ 障がい状況に応じた施設活用の支援









<施策3>自立と社会参加の促進

- ① 障がい者の就労機会の確保・充実
- ② 芸術、文化、スポーツ活動への参加促進
- ③ 一般就労が困難な障がい者の活動の場の確保
- ④ グループホーム等地域における障がい者の生活や活動の場の 充実
- ⑤ 障がい者の経済的負担の軽減













<施策4>障がい者団体等の活動・運営の支援

- ① 障がい福祉サービス事業所等への運営支援
- ② 障がい者団体等の活動の支援









成果指標

●就労継続支援 B 型事業所のサービス利用人数

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
109人	130人	2 人以上増/年 障がい福祉計画目標値

第3節 セーフティネット形成

現状と 課題

本町では、町社会福祉協議会や厚木保健福祉事務所などと連携し、「愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画」や「生活困窮者自立支援法」(平成25年法律第105号)等に基づき、日常生活に課題を抱え、援助や支援を必要としている住民に対し、さまざまな取組みを積極的に推進してきました。

近年、生活課題が複合化・複雑化してきており、分野横断的な取組みが必要となってきているほか、新型コロナウイルス感染症の影響等による住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化により福祉制度の支援に結びつきにくい側面があるなど、一人ひとりのニーズに応じた支援の確保が課題となっています。また、このような中で、身近な隣人として支援を必要とする人を見守る民生委員・児童委員など、地域で活動されている皆さんに期待が寄せられていますが、今後、こうした方々のなり手不足も懸念されています。

さらに、犯歴等のある人の中には、就労や住居などの不安定さから、再び犯罪に結びついてしまうケースが増加している状況にあり、社会全体で適切にかかわっていくことが求められています。

全ての住民が、安心して日常生活を営むことができるよう、SDGsの理念である誰一人取り残さない、地域に根ざした細やかで温もりのある支援を推進する必要があります。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

互いが助け合える社会的弱者にやさしいまちづくりを進めてほしい。

基本方針

誰もが安心して自立した生活をおくることができるよう、セーフティネットの形成を進め、 生活困窮者の状況に応じた適切な支援に努めます。

施策の展開

<施策1>地域における支え合いの促進

- ① 民生委員・児童委員等による相談・支援活動の充実
- ② 要配慮者を孤立させないための支援の充実
- ③ 町社会福祉協議会等関係機関との連携の強化









<施策2>生活支援の充実

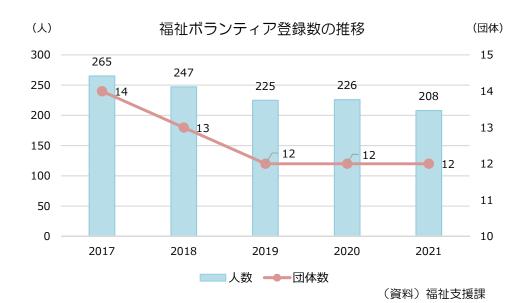
- ① 相談体制の充実と関係機関との連携の強化
- ② 生活保護世帯や生活困窮世帯等に対する援護事業の推進
- ③ 再犯防止に向けた取組みの推進
- ④ 成年後見制度^{*31}の周知と利用促進











成果指標

●福祉ボランティアの登録者数

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
208人	230人	約 10%の増

^{※31} 成年後見制度:知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際に支援する制度。



第2章 健康づくり

第1節 健康づくりの推進

現状と 課題

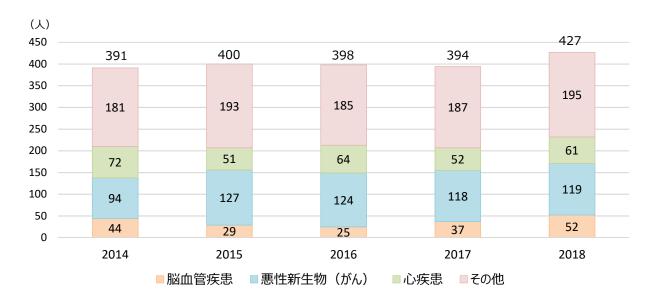
近年、生活環境の改善や医学・医療の進歩等により平均寿命は年々伸びている 一方で、不適切な生活習慣の積み重ねによる生活習慣病予備群の増加に伴い、生 活習慣病が疾病全体の多くを占める傾向となっています。また、高齢化の進行に より、認知症や寝たきり等の要介護状態となる人も増加傾向となっています。

このような社会的潮流を受け、国では「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次)」が展開されています。本町では、この計画と整合を持ち、住民が主体的に取り組むことができる健康づくり施策を推進するために、「愛川町健康プラン」を策定し、各種の健康増進事業に取り組むほか、住民の健康意識を高めながら健康寿命を伸ばしていくために、2016(平成28)年7月には「健康のまち」を宣言しています。

今後はより一層、住民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健康で豊かな生活を送るために、疾病 予防対策を行うことで、健康寿命の延伸を図ることが求められています。

引き続き、「愛川健康のまち宣言」に基づき、住民が主体的に健康づくりを実践するための取組みを充実させていくことが必要です。

主要死因別死亡者数の推移



(出典) 統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

• 健康的な生活が営めるよう、健康寿命を延ばすための未病^{※32} 改善の取組みに努めてほしい。

基本方針

住民一人ひとりがいきいきとした毎日を送れるよう、心と身体の健康を維持・増進するための未病対策や保健事業等により、健康づくりの支援に努めます。

施策の展開

<施策1>健康維持・増進のための支援

- (1) 健康づくり活動や健康増進事業の推進
- ② がん検診等各種健康診査や予防接種事業の推進
- ③ 健康測定機器を活用した未病対策の推進
- ④ 関係機関と連携した食育の推進
- ⑤ 心の健康づくりの推進





<施策2>疾病予防対策と保健事業の推進

- ① 生活習慣病予防対策の推進
- ② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の推進





成果指標

●がん検診受診率(検診対象者のうち国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者の割合を基に積算)

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等		
8.58%	20%	国県の目標値 50%に、町民全体に 占める国民健康保険及び後期高齢者 医療制度加入率 40%を乗じて算出		

※32 未病:病気になる一歩手前の心身の状態のこと。



子育て 第3章

子育て環境の充実 第1節

現状と 課題

1.6

本町における出生数は、2018(平成30)年には年間200人を下回り、減少 傾向にあります。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化をはじめ、保護者の就労環境の多様化 や外国籍住民の増加に伴う多文化社会の到来等、子どもを取り巻く環境は大きく変 化し、子どもとその家族におけるニーズも複雑・多様化しています。

急速な少子化に対応し、出産・子育ての希望をかなえられるよう、「子ども・子育て支援法」(平成24 年法律第65号)をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されました。

国では、全ての子どもや子育て家庭を対象として、各種支援の量の拡充や質の向上を進めるため、 「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27)年4月に開始され、子どもが減少する中でも、適 切な子育て環境を確保することとしています。

全ての結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描けるよう、引き続き、子育てに係る経済負担の軽減 や仕事と子育てを両立できる環境の整備等、社会状況やニーズに沿った結婚・出産・子育てにわたって 切れ目のない支援を充実させる必要があります。







住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

子育てのストレスや不安の解消に向けた支援の充実に努めてほしい。

基本方針

• 安心して子どもを生み育てられる環境の整備を進め、子どもの幸せと成長を育むための支援に努めます。

施策の展開

<施策1>安心して妊娠・出産できる環境の整備

- ① 妊産婦の相談・指導機会の充実
- ② 妊娠・出産に係る経済的負担の軽減







<施策2>安心して育児ができる環境の整備

- ① 乳幼児に対する健診や相談機会の充実
- ② 子育て支援センターの充実
- ③ ニーズに対応した保育体制の充実
- ④ 子育てに係る経済的負担の軽減
- **⑤** 地域全体で子育て家庭を支える体制の整備







<施策3>子どもの育成環境の充実

- 利同士の相談や情報交換の場の充実
- ② 幼児と高齢者等の世代間交流の推進
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- 4 放課後の居場所づくりの充実











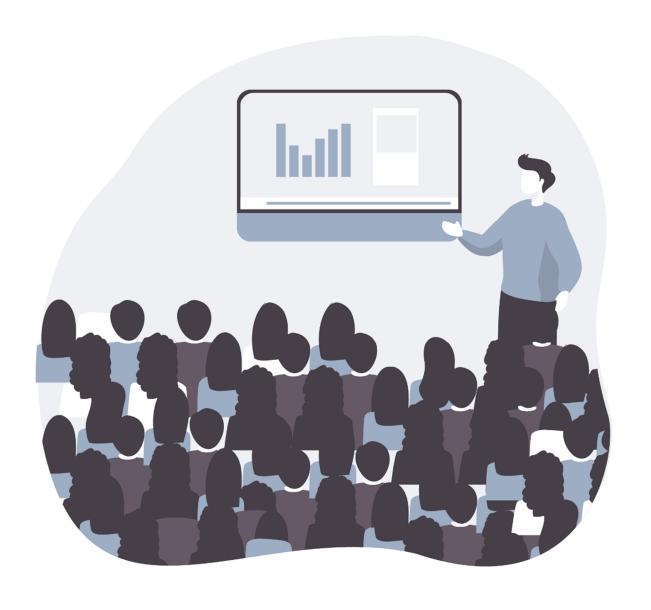
成果指標

●子育て支援センター利用者数

基準値(平成30年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
15,114 人/年	15,900 人/年	約5%の増 ※基準値は新型コロナウイルス感染 症の影響がない時点で設定

第4部

基本目標4:豊かな人間性を育む文化のまちづくり





第1章 学校教育

第1節 幼児教育の充実

現状と 課題

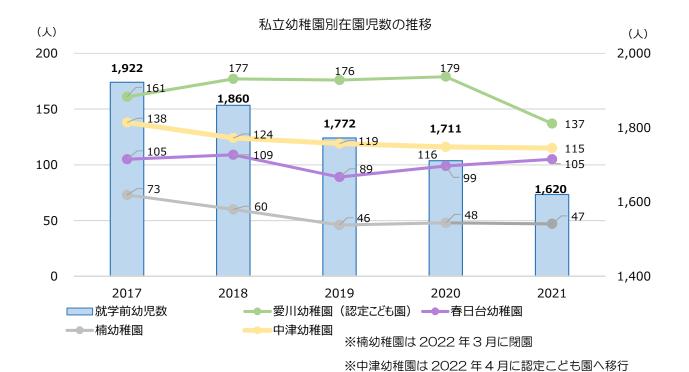
少子高齢化や核家族化の進行、女性の社会参加の促進など、子どもを取り巻く環境は近年、急速に変化しています。

幼児期は、基本的生活習慣や生きる力、思いやりの心など、人間形成の基礎を築 く重要な時期であり、子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる環境整備

の充実が必要です。

国では、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が2015(平成27)年度に開始され、2019(令和元)年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が実施されています。

今後も家庭や地域社会、民間教育・保育施設、小学校が連携しながら、保育量の確保や各種の経済的 支援を通じて、幼児教育の充実に努めていく必要があります。



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

郷土愛や豊かな自然について、子どもたちに伝えていく取組みを強化してほしい。

• 多様性やデジタル化など時代の潮流に沿って、郷土愛や他人を思いやる豊かな心と未来を切り拓く力を育めるよう、民間教育・保育施設や家庭に対する支援を推進し、幼児教育の充実に努めます。

施策の展開

<施策1>幼稚園や就園児に対する支援

- ① 認定こども園・私立幼稚園の運営に対する支援
- ② 幼児教育・保育の無償化の適切な推進
- ③ 地域の自然、歴史、文化、人材等、地域教育力を活かした幼児教育の推進
- ④ 幼稚園、保育園と小学校との連携





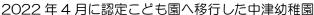


<施策2>心の教育の推進

- ① 読書・読み聞かせ活動の推進
- ② 地域と連携した家庭教育の充実









成果指標

●認定こども園・私立幼稚園就園児の人数

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等	
404 人	440人	官民の幼保連携の推進による	

第2節 時代に求められる学校教育の推進

現状と 課題

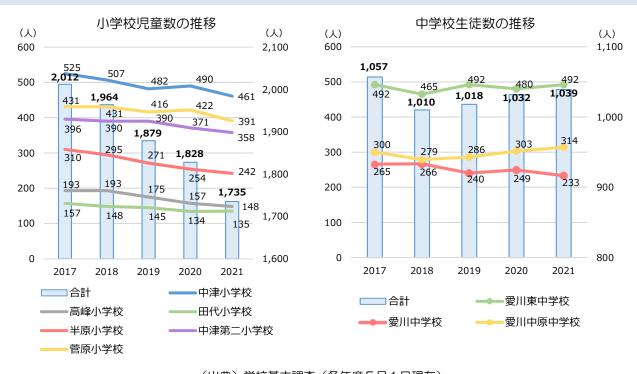
グローバル化や情報通信技術の進展など、社会基盤の急激な変化の中、柔軟な思考力に基づいて付加価値を生み、イノベーションによる新たな社会を創造していく人材や、国際的視野を持ち多様性を尊重しつつ協力しながら課題解決に取り組む人材の育成など、Society 5.0 時代に生きる子どもたちに必要な教育施策が求められ

ています。

一方で、いじめや不登校、要支援家庭や保護者対応のほか、近年ではSNSに関わるトラブルやヤングケアラー**33など新たな課題も顕在化し、学校教育を取り巻く状況は複雑多様化しており、児童生徒一人ひとりに応じた教育環境の整備が求められています。

国が推進する GIGA スクール構想**34により、1人1台端末と高速大容量通信ネットワークは現代教育のスタンダードとなりつつあり、次代に必要な資質を育み、より質の高い教育を推進していくためには、新たな時代に即した主体的・対話的で深い学びや、理論と実践の往還による教員養成の高度化が求められています。

さらに、学校施設全体の9割が築30年を超えており、良好な教育環境を維持していくため、町公共施設等総合管理計画に基づく施設の大規模修繕を計画的に実施していく必要があります。



(出典) 学校基本調査(各年度5月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 地域愛の醸成について、取組みを強化してほしい。
- 今日的課題解決に向けて、就学前から小中学校、義務教育修了後の一貫した教育課程を作成 してほしい。

※33 ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

^{※34} GIGA スクール構想: 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子 どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環 境を実現するための国の構想。

• 未来の愛川町を担う児童生徒たちが健やかに学び成長していける教育環境の構築に向けて、 時代の流れに応じた取組みと、支援の充実を図ります。

施策の展開

<施策1>学校施設・教育環境の整備と充実

- ① 教育環境や学習内容に配慮した学校施設・設備の整備
- ② 安全な学校づくりの推進
- ③ 少人数学級の実現と柔軟な学級編成のための制度改正に向けた関係機関への要望







<施策2>特色ある教育の推進

- ① 魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりの推進
- ② 確かな学力と体力を育むための学校教育の充実
- ③ 学校給食の充実と食育の推進
- 4 小中一貫教育や神奈川県・愛川町連携型中高一貫教育の推進
- ⑤ ICT教育の充実
- ⑥ グローバル教育の推進
- 7 キャリア教育の推進













<施策3>一人ひとりに応じた教育の充実

- ① GIGA スクール構想による個別最適な学びの充実
- ② 不登校や外国とのつながりをはじめとした支援の必要な児童 生徒に対する教育の充実
- ③ 児童生徒の悩みや問題に対応した教育相談・家庭支援の充実
- ④ 放課後学習「あすなろ教室」(小学校)・「ひのき教室」(中学校)・「かえで教室」(外国籍等)の推進









<施策4>教育研究・調査の充実

- ① 教職員向け研修と教育課題研究への支援の充実
- ② 教育開発センターを中核とした実践的教育力の共有・展開







成果指標

●学校に行くのは楽しいと思う小学6年生の割合

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
81.2%	95%	第5次総合計画の目標を引き 続き目指す

●学校に行くのは楽しいと思う中学3年生の割合

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
78.9%	90%	小学6年生と同程度の伸び率 を設定

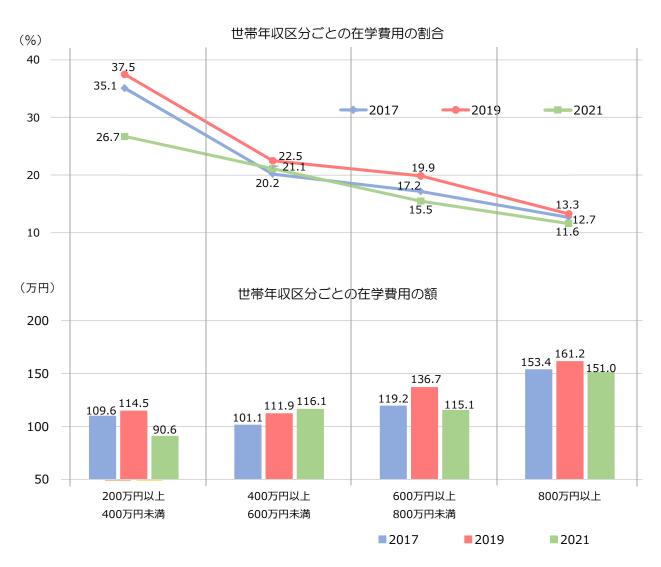
第3節 教育負担の軽減

現状と 課題

国立社会保障・人口問題研究所が 2015 (平成 27) 年に行った調査では、「子育てや教育への費用がかかりすぎること」が理想の子ども数を持たない理由として最も多く回答され、子育て・教育にかかる費用が少子化の要因の一つとなっていることが示されました。

2019 (令和元) 年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもが健やかに育成される環境整備と教育の機会均等が図られるべきとの趣旨がより明確化されました。

将来を担う全ての子どもが、十分な学習機会を享受し、持てる能力や可能性を最大限に伸ばせるよう、就学や経済的支援を充実していく必要があります。



(出典)教育費負担の実態調査結果(日本政策金融公庫)

全ての子どもに教育の機会が確保されるよう、就学・教育における子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

施策の展開

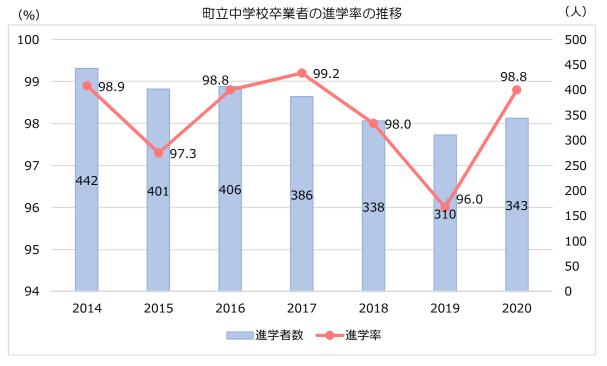
<施策1>就学支援と教育費負担の軽減

- ① 児童生徒への教材費の一部助成
- ② 経済的な理由により小中学校への就学が困難な世帯に対する 援助
- ③ 高等学校や大学等への就学に係る経済的支援
- ④ 感染症まん延下等、非常時における学びを確保するための支援









(資料) 教育総務課

成果指標

●高等学校等への進学率

基準値(令和 2 年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
98.8%	99.2%	神奈川県内進学率 (令和 2 年度)



第2章 生涯学習

第1節 生涯学習の推進

現状と課題

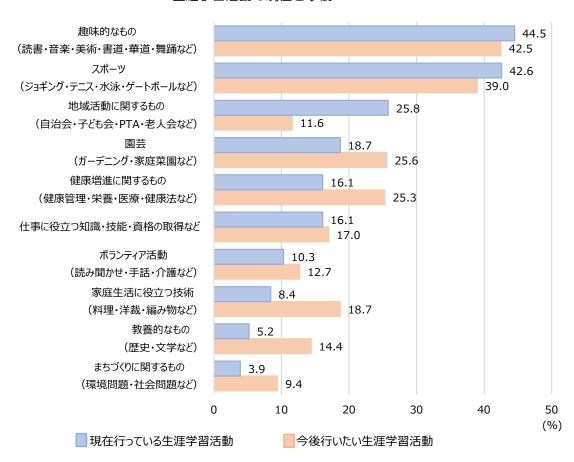
誰もが日々の学びを通して暮らしを充実させ、生きがいを持って生活できる環境 を構築していくことは、超高齢社会の到来や人々の生活スタイル・価値観の多様化 が進んでいく中で、重要な課題となっています。

本町では、これまで「第2次愛川町生涯学習推進プラン」(2012(平成24)

年度~2023(令和5)年度)に基づき、多様な学習ニーズに応じた各種教室や講座の開催、家庭教育の充実など様々な施策を推進することで、住民の主体的な学びを通して多様な個性や能力を伸ばし、ふれあいや交流の促進を図るとともに、つながりや絆をつくりながら、住民同士が支え合う社会の実現を目指してきました。

今後は、これまでの成果を踏まえ、変遷著しい時代の潮流を捉えた中で、誰もがいきいきと自己実現を図りながら、社会参画できる環境づくりが求められています。

生涯学習活動の現在と今後



(出典)第2次愛川町生涯学習推進プラン

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

• 子どもや高齢者の交流を図るうえで、人材のネットワークを形成するための取組みを強化してほしい。

基本方針

誰もが生きがいを持って楽しく学び、より質の高い生活ができる環境の構築に向けて、多様な 学習ニーズに応える充実した生涯学習の場の提供と、社会参画を促す取組みを推進します。

施策の展開

<施策1>生涯学習施設の整備と機能の充実

- ① 公民館の機能の充実
- ② 児童館・地域集会施設の利活用促進
- ③ 図書館機能の充実
- ④ 近隣自治体との図書館の相互利用及びネットワークの活用









<施策2>生涯学習活動の推進

- ① 生涯学習推進プランに基づく事業展開
- ② 学習情報の提供や相談体制の充実
- ③ 牛涯学習の指導者の育成
- ④ 研修会や講座等の学習機会の提供
- ⑤ 学習活動を行う団体・グループの育成と交流活動の促進
- ⑥ 読書普及活動の推進





成果指標

●公民館利用者数

基準値(平成 30 年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
119,002 人/年	123,000 人/年	約3%の増 ※基準値は新型コロナウイルス感染 症の影響がない時点で設定

第2節 生涯スポーツの推進

現状と 課題

人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域社会のつながりの希薄化等、暮ら しの形が変化していく中で、スポーツを通して健康づくりや自己実現を促進し、持 続可能で活力ある地域社会を構築していくことが必要です。

本町では、1989(平成元)年の「町民みなスポーツの町宣言」以来、スポーツ参加者の裾野を広げつつ、スポーツ技術の向上とスポーツ活動の普及に取り組んできました。

今後は、年齢や性別、障がいの有無を問わず、誰もが健康でスポーツやレクリエーションに親しむことができるよう、生涯スポーツを推進するための施策を充実していく必要があります。



スポーツ施設の状況

名称	所在地	施設の主な内容
第1号公園体育館	中津 4043	延床面積:4,646.7 ㎡、柔道場 1、剣道場 1、卓球場 1、会議室 1、 トレーニングルーム 1、体育室 1(1,611 ㎡)
坂本体育館	中津 5177	784 ㎡ (バレーコート 1 又はバスケットコート 1 またはバドミントンコート 3 又はソフトバレーコート 3)
農村環境改善センター	田代 1195	658.1 ㎡、多目的ホール(体育館)1
中津工業団地第1号公園	中津 4043	38.857㎡、野球場2、テニスコート8、プール2、夜間漂明、ジョギングコース、トリム広場
中津工業団地第2号公園	中津 4059	10,437 ㎡、ソフトボール場 1、夜間深明、自由広場
田代運動公園	田代 1700	62.864 ㎡、野球場 1、ソフトボール場 1、テニスコート 4、夜間照明 ゲートボール場 6、トリム広場、多目的広場、プール 3、自由広場、スケートボード場 1
三増公園	三増 1886	48.847㎡、陸上競技場 1、テニスコート 2、多目的広場
志田運動場	田代 1204	5,649㎡、ソフトボール場1
坂本運動場	中津 5166	3.847 ㎡、ソフトボール場 1、夜間深明
小沢青少年グラウンド	角田 4704 他	28、337 m、野球場2、ソフトボール場2
六倉・大塚グラウンド	中津6986他	9,205 ㎡、ソフトボール場2
若宮グラウンド	中津6906-1	3,742 ㎡、多目的グラウンド
三増プール	三増 1661-7	275 ㎡, 25m×11m (5 ⊐−Z)、水深0.9~1.0m
県立愛川ふれあいの村	半原 3390	163,756 ㎡、多目的グラウンド(サッカー場4 又はソフトボール場4)、体育館1

(2022年4月1日現在)

• 持続可能で活力あるまちづくりと、健康で生きがいのある暮らしの実現に向けて、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、社会参画することができる環境の構築と、活動機会の創出を推進します。

施策の展開

<施策1>スポーツの推進

- ① スポーツ指導者の発掘・養成
- ② スポーツ協会、スポーツ少年団等の組織強化と自主的なスポーツ活動の促進
- ③ 駅伝大会等スポーツイベントの充実、地域でのスポーツ活動の振興
- ④ 各種スポーツ教室の充実
- 5 スポーツ施設の機能の充実



17 バートナーシップで 目標を世成しよう





<施策2>生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ① スポーツ推進委員による体力づくりの推進
- ② 保健行政との連携による生涯スポーツの推進
- ③ 生涯スポーツ・レクリエーションに関する情報の収集・提供
- 4 生涯スポーツ・レクリエーションの普及を行う組織への支援





愛川町スポーツ協会団体一覧

2/11/1/// ////					
協会名					
陸上競技会	サッカー協会				
野球協会	水泳協会				
バレーボール協会	スキー協会				
剣道協会	ゴルフ協会				
卓球協会	ゲートボール協会				
ソフトテニス協会	ペタンク協会				
レクリエーション協会	ターゲット・バードゴルフ協会				
バドミントン協会	ソフトバレーボール協会				
テニス協会	山岳協会				
バスケットボール協会	柔道協会				
ソフトボール協会	(2022年4月1日現在)				

愛川町スポーツ少年団登録状況

(2022年4月1日現在)

成果指標

●スポーツ施設利用者数

基準値(平成30年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等		
390,474 人/年	403,000 人/年	約3%の増 人口減少・少子高齢化社会においても スポーツ人口の増加を目指す。 ※基準値は新型コロナウイルス感染症 の影響がない時点で設定		

第3節 歴史・文化・芸術活動の推進

現状と 課題

本町の歴史を紐解き、その普及促進を図ることは、現在、私たちが享受している 生活環境が先人たちのたゆまぬ努力の上に成り立っているという気づきにつなが り、より豊かな町を次代に継承していくための一助となります。文化・芸術は、豊 かな感性を育み、暮らしに潤いと活力をもたらす重要な活動の一つです。

本町では、国登録有形文化財や民俗芸能、伝統技術など多くの文化資源を有しており、地域の文化活 動の拠点である公民館などにおいて、幅広い活動が展開されています。

これらの貴重な文化資源を絶やすことなく継承していくためには、幅広い世代が歴史や文化・芸術に 触れ、次世代を担う若者が主体的に参加し、新たな文化を生み出していく機会を創出していくことが重 要です。

指定•登録文化財

愛川町文化協会団体一覧 団体名

指定•登録	番号	件名	種別	指定• 登録年月日	所有者又は 管理者(敬称略)	団体名	
県指定	1	三増の獅子舞**	無形民俗	1961.7.4 1976.10.19	三增獅子舞保存会	みなかみ短歌会	愛川町舞踊協会
	2	八菅神社の社叢林	天然記念物	1991.2.8	八菅神社	愛川町写真クラブ	愛川町将棋愛好会
	3	八菅神社の梵鐘	歴史資料	1972.9.1	11	愛川町歌謡協会	愛川町吟詠連盟
	4	八菅山修験道旧跡	史跡	11	11	愛川茶道協会	愛川町囲碁連盟
	5	三増合戦場跡	11	11	愛川町及び三増地区	マジック愛川クラブ	愛川町民謡協会
	6	塩川滝	名勝	11		愛川ばら会	愛川さつき会
	7	タブノキ(角田)	天然記念物	11	角田八幡神社	神奈川ふだん記	愛川華道協会
	8	タブノキ(田代)	11	11	田代八幡神社	よさこいダンスチーム	
	9	管巻き唄	無形民俗	11	愛川町民謡保存会	Funny	
	10	旧光勝寺の鰐口	歴史資料	1976.10.1	八菅神社		
	11	龍福寺の山門	建造物	1979.7.1	龍福 寺		
	12	勝楽寺の山門	11	11	勝楽寺		
	13	三増獅子舞のバンバ面	有形民俗	11	三增獅子舞保存会		
	14	正応の碑伝	歴史資料	11	八菅神社		
町指定	15	上原の庚申塔	有形民俗	11	上田代講中		
	16	弥生期の有角石斧	考古資料	11	薄 秀一		
	17	カタクリの自生地(市の田)	天然記念物	11	八木 千代子		
	18	半縄の石棒	考古資料	1980,2,1	半縄区		
	19	清徳寺の鎌獅子	有形民俗	11	清徳寺		
	20		天然記念物	1981.9.1	齊藤彰信他		
	21	復元小島末儀撚糸工場 (ハ丁式燃糸機と関連機器-式)	歴史資料	1998.6.22	愛川町		
	22	八菅神社文書	11	2000.7.1	八菅神社		
	23	八菅山大権現天文十年棟札	11	11	11		
	24	伝八菅山出土土製経筒	考古資料	2001.6.1	愛川町教育委員会		
	25	八菅山経塚遺跡出土 木造合子形念持仏	11	2009.9.1	11		
	26	平山橋	建造物	2004.11.8	愛川町		
国登録	27	古民家山十邸主屋	11	2009.1.8	11		
	28	古民家山十邸門	11	11	11		

※1961年に県指定「無形文化財」となった後、1976年に「無形民俗文化財」 に種別変更された。 (2022年4月1日現在)

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 歴史ある建築物や古民家などの資源を活用した交流の場の提供や積極的な情報提供をしてほしい。
- 文化財の保護活動と利活用を推進してほしい。

本町をかたち創ってきた歴史の周知や幅広い世代が主体となる文化・芸術活動を促進し、特色ある地域文化の創造に努めます。また、地域固有の伝統文化の普及と継承を図り、潤いと彩りのある文化のまちづくりを進めます。

施策の展開

<施策1>文化財の保護と文化活動の推進

- ① 優れた文化・芸術活動に接する機会の提供
- ② 文化・芸術活動の魅力発信とイベントの開催
- ③ 文化協会の組織強化、団体・グループ相互の交流活動の促進
- ④ 各種文化活動を担う指導者、後継者の育成
- ⑤ 文化財の保存・継承と利活用の推進







成果指標

●郷土資料館入館者数

基準値(平成30年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等		
55,887 人/年	58,000 人/年	約3%の増 魅力的な企画展や講座を開催し、入館 者数の増加を目指す ※基準値は新型コロナウイルス感染症 の影響がない時点で設定		



第3章 人権

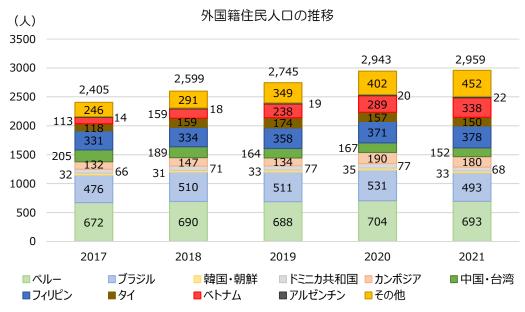
第1節 ダイバーシティ^{※35}の推進

現状と 課題

社会経済情勢が複雑化する中、あらゆる分野において多様な人材が求められており、女性の社会参画が進んでいますが、世界銀行が2022(令和4)年に発表した男女格差調査の結果では、我が国は190カ国中103位となっており、さらなる男女共同参画の推進が求められています。

また、進展するグローバル化や出入国管理法の改正などを背景に、本町に居住する外国籍住民の割合は県内で最も高く、今後も増加傾向が見込まれることから、多文化共生を推進していくことが必要です。全ての人がお互いの人権を尊重し、支え合いながら平等な社会を構築していくことは、まちづくりの基本です。

町では、これまで「男女共同参画基本計画」に基づく取組みを推進するほか、2022 (令和 4) 年度からは、新たにパートナーシップ宣誓制度**36 を開始するなど、人権を尊重した取組みを推進してきました。引き続き、性別や国籍にとらわれず、マイノリティとされる方々の活躍の場を拡大していくことが求められています。



※各年10月1日現在 (出典)統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 女性や若年者が働きやすい環境をつくってほしい。
- グローバルな意識を持つことで、国際平和や人権意識の向上につながるよう外国籍住民との 交流を増やしてほしい。

• 差別や偏見のない高い人権意識と男女共同参画のもと、全ての人々が尊重され、誰もが住み やすい地域社会の形成を図ります。

施策の展開

<施策1>男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画基本計画の推進
- ② ジェンダー平等の意識を深める啓発活動の推進
- ③ DV^{※37}等に関する相談・保護・自立支援の充実









<施策2>人権意識の高揚

- (1) 差別や偏見のない社会の実現に向けた人権教育の推進
- ② 人権に関する啓発活動と相談活動の充実
- ③ パートナーシップ宣誓制度の推進
- ④ 法律相談等各種住民相談の充実





<施策3>多文化共生の推進

- ① 外国籍児童生徒に対する保育・教育の充実
- ② 小中学校における国際教育の推進
- ③ 多言語表記による行政情報の充実
- ④ 国際交流を深める団体への支援と交流イベント等の開催
- ⑤ 外国籍住民への生活支援の充実













成果指標

●人権啓発講演会参加者数 (累計)

基準値(令和元年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
100人	850人	令和元年度を基準値として、令和5年度から毎年10%ずつ増加した6年間の累計人数

※35 ダイバーシティ:人種、性別、年齢、信仰などにこだわらずに多様な人材を生かし、最大限の能力を発揮させようという考え方。 ※36 パートナーシップ宣誓制度:お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係であることを宣誓した性的少数者や事実婚 の方に対して、婚姻に相当する関係と自治体が公認する制度。

※37 DV (ドメスティック・バイオレンス): 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

平和思想の普及 第2節

現状と 課題

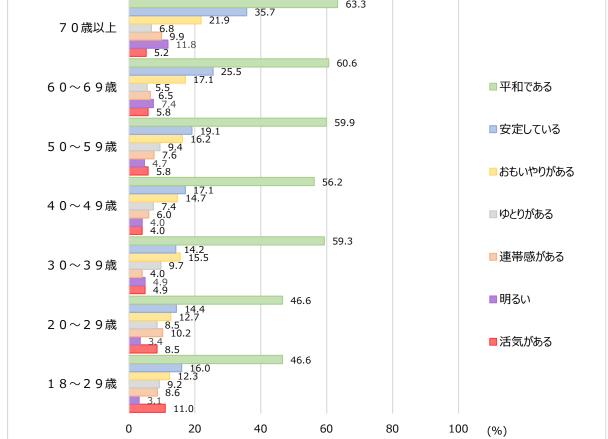
世界各地では今なお戦争や紛争が続いており、人道危機と呼ばれる状況が後を絶 ちません。2017 (平成 29) 年に国連で採択された核兵器禁止条約*38が 2021 (令和3)年に発効されましたが、排他的・対立的な国際情勢が国家間の緊張を高 め、核軍縮の動きは依然停滞しており、平和の実現に向けた課題が山積している状

況です。

本町では、1995(平成7)年の「愛川平和の町宣言」以来、核兵器の根絶と人類共通の願いである 恒久平和の実現に向け、平和思想の普及・啓発に努めています。戦争の悲惨さや理不尽さを風化させる ことなく次世代に語り継いでいくために、平和思想の醸成や普及啓発について、より実効性のある取組 みを推進していくことが求められています。

世相に対する国民意識調査

63.3 35.7 21.9 70歳以上



(出典) 社会意識に関する世論調査(2021年内閣府)

基本方針

唯一の戦争被爆国としての記憶を風化させることなく次世代に継承し、恒久平和に向けた教 育・啓発活動を推進します。

施策の展開

<施策1>平和思想の普及・啓発

- ① 子どもたちの平和思想の醸成に係る取組みの推進
- ② 平和の尊さや戦争の悲惨さについての意識を深める平和思想 の普及・啓発



2019 年度愛川町平和パネル展実施結果

										(単位	立:人)
日程	場所	計· 年齢	~19	~29	~39	~49	~59	~69	~79	80~	不明
7.13~ 7.19	半原 公民館	31	1	4	1	6	3	5	7	3	1
7.20~ 7.26	中津 公民館	39	6	8	2	5	4	8	4	2	0
7.27~ 8.5	役場 庁舎	58	10	2	3	10	11	12	9	1	0
8.7~ 8.19	文化 会館	123	21	12	10	15	13	18	24	10	0
	計	251	38	26	16	36	31	43	44	16	1
		計· 学年	1	.年		2年		3年		その	他
9.2~ 9.13	愛川 東中	95		25	5		46		18		6
	合計 346										

2019年度平和資料館親子見学会感想等自由意見(一部抜粋)

平和館では、戦争のこと以外でも、テロや差別、平和とは何かなどいろいろなことが学べた。昭和館では、戦争を中心に戦前戦後の生活・町の様子をレプリカや実際の物の展示、体験コーナーなどを通して楽しく学ぶことができた。3度目の参加だったが、まだまだ学べることが多く、少しびっくりした。来年も学べることがあることを願って参加したい。

戦時中の大変さがよくわかりました。僕は、戦争で焼夷弾を使ったアメリカがとても残酷な国だと思いましたが、実際、一番初めに使った国が日本だと知り、びっくりしました。

戦争の恐ろしさを知って、今の時代が当たり前と思ったけど、今の時代は特別でありがたいと思いました。

戦争のときの大変さや、その後の生活、戦中にどこで過ごしていたか、何を食べていたかなどを知れてよかったです。戦争へ行く人のために、千人針をしていたことは、初めて知りました。

多くの人の命を一瞬で奪ってしまう戦争は、もう二度としてはいけないと思いました。戦争を体験したことがない世代でも、もっと昔の日本で起こった戦争の悲惨さを良く知ることが大切だと思いました。そしてその知ったことをもっと多くの世代や身近な人に伝えていきたいと思いました。

昔の生活は大変苦しい生活だったことがわかった。今の生活がとても豊かで幸せなことがわかり、この平和であることを続けていく必要があると思いました。

※2020・2021 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、平和パネル展の一部と平和資料館親子 見学会を中止しました。

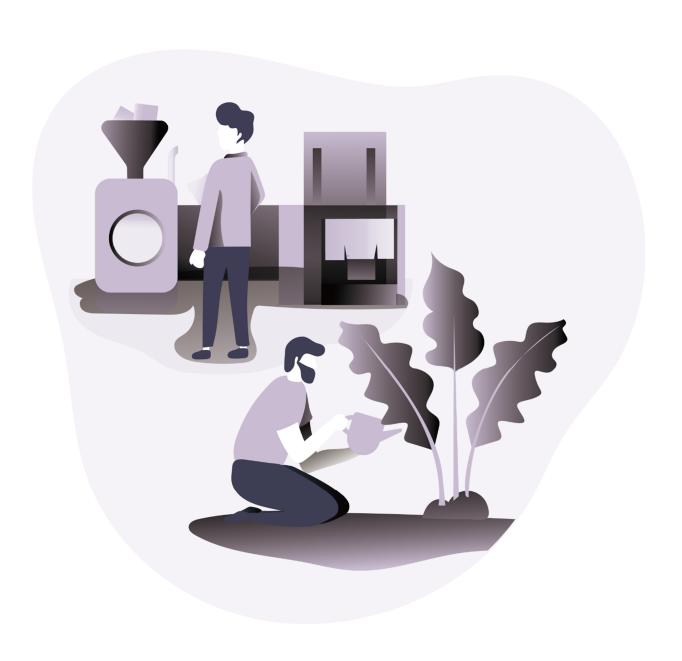
成果指標

●平和パネル展来場者数 (累計)

基準値(令和元年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
346人	3,000人	令和元年度を基準値として、令和5 年度から毎年10%ずつ増加した6 年間の累計人数

5第**5**部

基本目標5:産業と交流によるにぎわいのまちづくり





第1章 産業振興

第1節 農林業の振興

現状と 課題

本町は豊かな自然環境に恵まれ、水稲や畑作、畜産を中心に農業経営が展開されています。近年では、農業従事者の高齢化や兼業化、後継者不足等により、担い手の減少が進み、農業を取り巻く環境は厳しさを増している状況となっています。

農業の持続的な発展には、本町の地理的優位性を活かした収益性の高い農業へ

の転換が必要です。また、これまで実施してきた農地利用集積や新規就農者支援等を引き続き進めていくとともに、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」における生産力向上と持続性の両立を目指していくために、新たな技術の導入による農業生産の低コスト化・省力化を進め、生産者の労働環境の改善を目指すことも重要です。

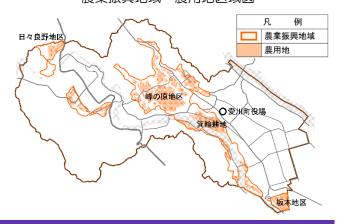
本町では、総面積の4割を森林が占めており、豊かな自然環境の形成や、近年では温室効果ガスの吸収源としても大きな役割を果たすことが期待されるなど、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくため、林業事業体による適切な保全整備と森林資源の循環利用が重要となっています。

農業経営体数及び経営耕地面積の推移



(出典)農林業センサス

農業振興地域 • 農用地区域図



住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 半農半就の支援や週末に愛川で耕作ができるよう畑を共有する等の取組みが必要と考えます。
- 他業種からの農業参入のほか、農地の貸し借りのマッチング制度等を構築してもらいたい。

基本方針

- 農業生産の低コスト化・省力化に向けた技術導入や後継者の確保・担い手支援等、各種対策の 推進について、農業関係団体との連携により、国が掲げる「みどりの食料システム戦略」にお ける生産力向上と持続性の両立を図り、収益性の高い魅力ある農業の推進に努めます。
- 森林の有する多面的機能の維持や環境保全のほか、森林資源の効果的な利活用が図られるよう、 持続可能な森林整備事業を支援します。

施策の展開

<施策1>新規就農者の確保や担い手の支援

- ① 農業者及び組織経営体への支援
- ② 担い手を中心とした農地集積の促進
- ③ 女性農業者の確保















<施策2>ビジネスとしての農業の普及促進

- ① 企業等の農業参入及び企業的農業経営の促進
- ② 地理的優位性を活かした収益性の高い農業の促進
- ③ 観光農業等の導入支援
- 4 6次産業化※39への支援









<施策3>環境に配慮した農業経営力の向上

- ① 低コスト化・省力化のための技術等の導入促進
- ② 地域の実情に応じた基盤整備と有害鳥獣対策の推進
- ③ 有機農法をはじめとする環境保全型農業の促進









<施策4>地域と農業との連携強化

- (1) 農と食をつなぐ取組みの普及・啓発
- ② 地産地消に向けた取組みの促進
- ③ 需要(顧客)を意識した農業への転換







<施策5>森林整備事業の推進

- ① 林業基盤の整備と森林資源の活用促進
- ② 環境に配慮した森林施業の推進







成果指標

●新規利用権設定件数(累計)

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
959 件	1,200 件	35 件の増/年

^{※396} 次産業化: 1 次産業の農林漁業、2 次産業の製造業、3 次産業の小売業の1・2・3 の乗数で、農林漁業者が農畜産物・水産物の生産だけでなく、食品加工(2 次産業)、流通・販売(3 次産業)も手掛け、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組みのこと。

第2節 商工業の振興

現状と 課題

少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少などにより、人材の確保や消費の減少が生じている中で、今後も地域の稼ぐ力を継続していくためには、町や事業者、各種団体等が一丸となって経営の維持や持続的な成長、新たな経済活動の創出を目指して取り組むことが重要です。

また、本町には、圏央道に隣接する内陸工業団地を中心に多彩な産業が立地し、安定した雇用を生み 出す環境が整っていることから、引き続き、企業の進出等に対する優遇措置を維持・充実させていく必 要があります。一方、本町の工業系用途地域内は未利用地が少なく、新たな産業の受け皿を確保してい くことも課題となっています。

さらに、商店街など、地域に根差した事業者への各種支援策を継続していくことにより、持続可能な活力のあるまちづくりを推進していく必要があります。



商業(小売業・卸売業)の推移



※2009 年及び 2014 年の業態別商品販売額は調査項目なし

(出典) 統計あいかわ

住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

- 工業団地が立地していることが強みであり、町独自の更なる優遇措置等、立地しやすい環境 整備をお願いしたい。
- 持続可能な経営支援と新たな産業の創出など、商工業の振興発展をお願いしたい。

- 中小企業等のニーズに即した各種支援策を講じるとともに、地域に根差した経済活動を支えます。
- 地域経済の活性化、雇用の維持・創出に向けて、町や事業者、関係団体が一体となって連携 し、事業者の持続的な成長に向けた支援を行い、活力あるまちづくりを推進します。
- 起業を志す人々の挑戦を支え、新たなビジネスの創出につなげていくために、各種支援を行います。

施策の展開

<施策1>雇用を創出する企業の立地促進

- ① 企業進出と既存企業の立地継続を支援する優遇制度の拡充
- ② 新たな産業系土地利用の創出に向けた取組み





<施策2>事業者の持続的な成長支援

- (1) 経営基盤の安定と成長に向けた支援
- ② 事業継承に対する支援
- ③ 事業者のSDGs推進に対する支援







<施策3>にぎわいと交流による地域経済の活性化

- ① 商店街の活性化の促進
- ② 事業者と消費者の交流促進
- ③ 商工業関係団体による各種産業振興事業への支援







<施策4>新規ビジネスの創出に向けた起業の支援

- ① 新規起業や副業・兼業、既存事業者の業態変換・拡大など 幅広いビジネス創出の支援
- ② 事業承継と新規起業家とのマッチング
- ③ 各創業支援機関等との連携による創業支援体制の充実







成果指標

●企業誘致条例を適用した件数(累計)

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
8件	15件	1 件以上/年

●創業支援施策を通じて起業した件数(累計)

基準値(令和3年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
14 件	30件	2件以上/年



第2章 観光振興

第1節 観光交流の促進

現状と 課題

本町は、都心から 1 時間圏内の良好な立地条件にあり、中津川の清流や丹沢山 塊等の豊かな自然環境のほか、宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園等の広域的な観光資 源に加え、三増合戦場跡や八菅神社等の史跡を有し、毎年多くの観光客が訪れてい ますが、新型コロナウイルスのまん延により、観光志向はアウトドアへの需要が高

まり、ワーケーション等新たな観光トレンドに変化してきています。

町の豊かな地域資源を活かし、新たな観光形態を構築するとともに、幅広い世代に対して本町の魅力を伝え、本町に来訪するきっかけを創出することができるよう、観光パンフレットに加え、SNS*40やホームページ、フィルム・コミッション*41等様々なツールを活用した積極的かつ効果的な情報発信を行うことが必要です。こうした取組みを通じて、町内での経済循環を活性化していくことが求められています。

今後、さらに多様化していく観光ニーズに即して、新たな商品・サービスを企画・開発する等、愛川 町全体のブランドカを高め、一層の観光活性化を目指していく必要があります。

観光客数推移



(出典) 統計あいかわ

^{※40} SNS: social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で人と人との交流を促進するためのインターネット上のサービス。

^{※41} フィルム・コミッション:地域活性化を目的として、映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う公的団体。本町ではロケ、撮影に関する相談、各方面との調整、許認可申請の支援、フードサービスや宿泊施設の紹介、ロケハン(ロケ地の下見)同行等、積極的に撮影隊を誘致・支援している。

- 本町の魅力的な観光資源を効果的に PR するとともに、時代の需要に即した魅力的な観光施策を推進し、町内の消費循環の活発化を促進します。
- 愛川町全体のブランドカ及び知名度の向上を目指し、行政、団体、民間企業が横断的に連携することで、関係人口の増加を図ります。

施策の展開

<施策1>新たな観光拠点の形成

- ① 観光・産業連携拠点づくりへの取組み
- ② 河川の包括占用制度※42の活用検討









<施策2>魅力的な情報戦略

- ① SNS等を活用したシティセールスの推進
- ② 近隣市町村との広域連携による効果的な観光 PR
- ③ 地域住民や事業者等と連携したフィルム・コミッション事業の推進
- ④ 「愛川ブランド」の魅力発信と販路拡大に向けた取組み





<施策3>体感型観光の推進

① 自然や歴史、伝統文化の体験等テーマ性のある周遊型ツーリズムの推進







- ② 宮ヶ瀬ダムを中心とした DMO^{*43} との連携による観光交流の 促進
- ③ 町民公益活動団体等との協働による観光振興

成果指標

●観光入込客数

基準値(令和元年)	目標値(令和 10 年)	算出根拠等
1,295,491 人	1,360,000 人	約 5%の増 ※宿泊利用・日帰り利用の合計

- ※42 河川の包括占用制度:河川管理者は、市町村に対して、治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川 敷地について、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該市町村が決定できる包括占用を認めている (河川敷地占用許可準則第十六)。
- ※43 DMO: Destination Management Organization (デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション)の略で、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定・実施するための調整機能を備えた法人。2017(平成29)年11月に宮ケ瀬ダム周辺振興財団が登録された。



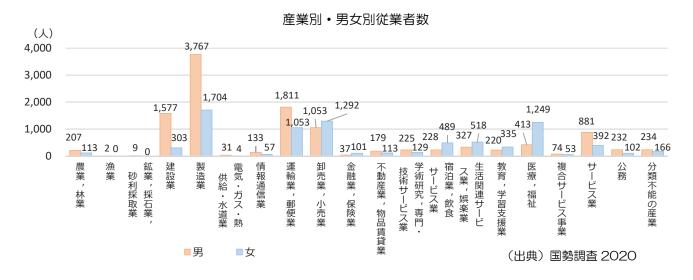
第3章 勤労者福祉

第1節 雇用・労働者対策の推進

現状と 課題

生産年齢人口の減少に伴い、企業においては労働力不足が課題となっています。 本町では 10 歳代後半から 20 歳代にかけての若い世代、特に女性の減少が著しく、就職や結婚を契機に町外へ流出する傾向が強まっています。このような状況を受けて、本町において性別等に関わらず幅広い世代、多様な人材がその能力を十分

に発揮し活躍できる環境を整備するとともに、就労希望者と企業の雇用ニーズの適切なマッチングを 図ることを通じて労働力を確保し、将来にわたって持続的に発展していくまちづくりを目指す必要が あります。また、ワーク・ライフ・バランスの推進や福利厚生の充実、適切な資金援助等、労働者のニ ーズに即した誰もが安心して働ける、魅力的な環境を整備していくことも重要です。





住民等の声(町民ワークショップ、関係団体ヒアリング)

男女の就業者数の割合が偏らないよう、女性の働きやすい環境づくりをお願いしたい。

- ワーク・ライフ・バランスの推進や福利厚生の充実、適切な資金援助等、勤労者の生活に 必要な支援を充実します。
- 幅広い世代、多様な人材の活躍の場を創出し、雇用環境を整備することで、町外への人口 流出を抑え、将来にわたり持続的に発展していくまちづくりを推進します。

施策の展開

<施策1>勤労者福祉対策の推進

- ① 勤労者の生活に必要な資金の融資
- ② 住宅取得資金に対する利子補給
- ③ 中小企業退職金共済制度への加入促進



<施策2>幅広い世代が活躍できる就労支援

- ① 就職情報の提供と相談会の開催
- ② 女性向けの就労相談・セミナーの開催
- ③ シルバー人材センター等との連携による就労支援









<施策3>安心して働くことができる労働環境の整備促進

- ① ワーク・ライフ・バランスやハラスメント対策の普及・啓発
- ② 国や県、労働関係団体との連携による各種労働福祉 情報の共有
- ③ テレワークやワーケーション*44の普及促進



17 バートナーシップで 目標を建成しよう

*







成果指標

●中小企業退職金共済制度加入奨励補助金(事業者への助成)件数

基準値(令和2年度)	目標値(令和 10 年度)	算出根拠等
472件	500件	約 5%の増 ※実績による推計